

議会・議員不要論を払拭し議会(事務局)力の強化へー 新しい議員研修メディア・DVD誕生!!

映像(DVD)講座シリーズ全8巻:第1期4巻発売

自治体議会の役割と議員の責務

～二元代表制と自治・自律を担う議会・議員を創る映像(DVD)講座～

【講師】

田口 一博氏/新潟県立大学准教授
(国際地域学部)



地方自治法・議会・地方分権等を研究。
横須賀市職員として議会事務(事務局)
と行政事務を担当。85年放送大学入学
(自治体議会を研究)、04年同大学院修了。
東京大学大学院公共政策大学院非常勤講師等を歴任。
全国各地で自治体議会の議員研修の講師を務める。

1月31日撮影

2月2日撮影

[協力(議場撮影)]横須賀市議会(神奈川) 浦安市議会(千葉)

[第1期4巻] 発売 2012年2月24日(各巻約22～32分)

巻1. 二元代表制と議会の役割

巻2. 議会運営の基礎

巻3. 議員の職務と議員活動

巻4. 議員定数・議員報酬の考え方

[定価(DVD+シナリオ付)]各巻共7,500円(送・税込)
(セット価:4巻 30,000円→28,000円)

[発刊記念特価]

各巻共6,700円(セット価/4巻26,800円→25,000円)
発刊記念特価の締切は2012年3月21日(水)です。直接当会へ
お申込み下さい(書店では発刊記念特価は扱っていません)。

【映像講座の特徴:議会力(事務局力)創造へ】

- ・田口 一博講師の講義とパワーポイント資料で構成
- ・議会・議員活動・事務局をサポートするDVD教材
- ・いつでも、どこからでも、何度でも、誰とでも使える
- ・映像時代、多忙な議員が目と耳で学習できる読本
- ・「先導する議会」を支える議員と事務局職員の映像教材
- ・議員・議会不要論へのコミュニケーションツール
- ・議員間の交流と議論の知識、具体的な方法論

巻1 二元代表制と議会の役割 (約22分)

～「対応する議会」から「先導する議会」への改革～

1. 議会は討論の府
→住民投票≠議会の議決、大きな目と耳、そして議論
→議会の討論の目的は合意形成、説明責任
2. 議会の活性化(分権委第2次勧告1997年)
→議会の機能強化、公開性等/議事の公平性、分かりやすさ
→議会自身の「見せる化」へ
3. 活性化から議会改革へ
→分権一括法(2000年)で条例制定範囲の拡大
→議会基本条例制定:北海道・栗山町議会(2006年)
→議会報告会で公開の公聴会開催
4. 議会なしの民主制度はない
→議会による住民間の合意形成、改めて「見せる化」へ
→会派制の再考(問題ごとの研究会も)、住民意識の変化に注目
5. 「対応する議会」から「先導する議会」へ
→二元代表制はチェック・アンド・バランスの制度
→議会と首長(独任制)は車の両輪、決定と執行の緊張関係

巻3 議員の職務と議員活動 (約20分)

～公的支援と公務性からみた議会活動と政治活動～

1. 議員身分の明確化
・2008年自治法改正で変わったこと:議会前の準備を議会活動に
→「歳費」は実現せず、活動範囲拡大による公務の拡大
2. 議員の職務と活動範囲
→法令(議会基本条例)で規定/議員活動と政治活動を切り離せるか
→議長・委員長の職務とトップマネジメント、公務性など
3. 議員活動の公的支援と公務性
→議会と議会以外の公務に適切な支援を
→議員活動抜きで議会活動はない
4. 政治活動をもっと「明るく!!」
→自治体の政治を知ってもらう/住民の声を聞き、議論する
→教育(総合学習・自由研究)に議会は参画できる
5. これからの議員活動
→若年層に変化の兆し;投票・参加に手を差しのべる
→仮想空間の議員活動、従来型議員コミュニティとは・・・
→監査・統制、合意形成、議員間討議による決定

巻2 議会運営の基礎 (約32分)

～正確かつ合理的な意思決定の仕組み～

1. 議会運営一万国共通の「会議原則」
→正確・合理的に意思決定するための仕組み、ロバート議事規則
2. 議会の諸原則
①議事公開(傍聴、公表、公開等) ②定足数(議員定数の1/2、除斥等)
③過半数決定 ④議員平等(一人一票、全員平等) ⑤一議事一議題
⑥一事不再議(議会を合理的に進めるため) ⑦会議不継続の原則
(会期毎に議会の意志は異なる) ⑧現状維持(可否同数は現状の
まま) ⑨委員会審査独立 ⑩公正指導(議長は中立)
3. 議会用語の基礎知識
①質疑と質問(議題への疑義、一般質問と代表質問)
②討論(会議規則で決める) ③発言通告 ④採択
4. 議会の「なぜ?」
①質疑・討論の省略 ②指名推選(議会内選挙)
③除斥(直接利害関係のある事件の議事に参与できない)
④動議(議事日程、議案、予算等の修正、撤回などの議案)

巻4 議員定数・議員報酬の考え方 (約27分)

～地方自治法改正のねらいと議員定数、
妥当な議員報酬のあり方～

1. 議員定数一地方自治法2011年改正:人口比例を廃止
・定数の上限・下限をなくし議会の自由度を高めた
・考えるべきは、まず、議員の代表性
→「いろいろな」議員がいるか(地域代表、職能代表)
→憲法14・15条:法の下での平等、普通選挙
・議会の機能;世論調査のトップは「政治家が国民の声を聞く」
→多数の議員の耳と足が必要(多様な自治と議会)
2. 議員報酬一地方自治法2008年改正
・203条に議員報酬、費用の弁償、期末手当を規定
→「議員報酬は議員という身分に対する対価」とも・・・
・効果からみた議員報酬:国は歳費で議員活動できる(憲法)
→地方自治法に規定なし、生活給としても不十分
→議員報酬の額が議員になる市民を少なくしている
・議員個人の負担を公的に軽減
→議会活動に議員活動を組み込んでいく・・・

第2期
4巻
(予告)

巻5. 議会改革、活性化の取組み～議会基本条例と先駆的取組み

巻7. 議会事務局の役割と議員との連携～研修・資料室の充実、
立法補佐

巻6. 政務調査費の目的と適正執行～趣旨、交付対象、使途基準等

巻8. 議会・議員と情報発信～議会報告会、広報・公聴活動